様式第20号（第17条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

斐川企業化支援貸工場利用権承継承認通知書

　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けの斐川企業化支援貸工場利用権承継承認申請について、下記のとおり承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用施設名 | 　 |
| 前利用者氏名 | 　 |
| 承継者氏名 | 　 |
| 利用承認期間 | 　　年　月　日から　　年　月　日まで |
| 承認の条件 | 1　出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。2　職員が利用施設について実地調査をするときは、これに協力するとともに、資料の提出若しくは報告を求めたとき、又は利用に関し指示をしたときは、従うこと。3　前利用者に属するすべての債務を、同時に承継すること。 |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。